



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 7

【根拠条文】

法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 平川 修

【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【報告義務発生日】

平成 18 年 1 月 5 日

【提出日】

平成 18 年 1 月 13 日

【提出者及び共同保有者の

2 名

総数 (名)】

【提出形態】

連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社モック
会社コード	2363
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	〒104-0061 東京都中央区銀座六丁目 8 番 7 号 交詢ビルディング 6F

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコン）リミテッド (Credit Suisse First Boston(Hong Kong) Limited)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、トゥー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 3 月 22 日
代表者氏名	サン・ジュン・ウォン
代表者役職	取締役
事業内容	有価証券の取引・販売、債券または株式による資金調達および金融商品の販売業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	236		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D	780	J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	7,495	N 0 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	236	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	7,259	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	7,259	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月30日現在)	S 57,977
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	11.13%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	15.85%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 17 年 11 月 9 日	新株予約権付社債券	46	処分	96.75 円
平成 17 年 11 月 9 日	新株予約権付社債券	8,677	取得	100 円
平成 17 年 11 月 10 日	新株予約権付社債券	6	取得	転換価格の変更
平成 17 年 11 月 17 日	新株予約権付社債券	3,095	取得	転換価格の変更
平成 17 年 11 月 28 日	株券	110	取得	消費貸借
平成 17 年 11 月 28 日	株券	110	処分	256,527.27 円
平成 17 年 11 月 29 日	新株予約権付社債券	358	取得	95.3 円
平成 17 年 11 月 29 日	新株予約権付社債券	780	処分	94.37 円
平成 17 年 11 月 29 日	株券	97	取得	消費貸借
平成 17 年 11 月 29 日	株券	97	処分	252,896.91 円
平成 17 年 11 月 29 日	対象有価証券カバー ドワラント	780	取得	0 円
平成 17 年 11 月 30 日	株券	38	取得	消費貸借
平成 17 年 11 月 30 日	株券	38	処分	252,000 円
平成 17 年 12 月 1 日	株券	104	取得	消費貸借
平成 17 年 12 月 1 日	株券	104	処分	255,288.46 円
平成 17 年 12 月 2 日	株券	644	取得	新株予約権の行使
平成 17 年 12 月 2 日	株券	342	取得	消費貸借
平成 17 年 12 月 2 日	株券	342	処分	260,789.47 円
平成 17 年 12 月 2 日	新株予約権付社債券	1,126	取得	転換価格の変更
平成 17 年 12 月 2 日	新株予約権付社債券	644	処分	新株予約権の行使
平成 17 年 12 月 2 日	株券	100	取得	消費貸借
平成 17 年 12 月 5 日	株券	644	処分	消費貸借
平成 17 年 12 月 5 日	株券	3	取得	消費貸借
平成 17 年 12 月 5 日	株券	3	処分	256,000 円
平成 17 年 12 月 6 日	株券	60	取得	消費貸借
平成 17 年 12 月 6 日	株券	60	処分	256,650 円
平成 17 年 12 月 7 日	株券	35	処分	消費貸借
平成 17 年 12 月 7 日	株券	35	取得	245,714 円
平成 17 年 12 月 7 日	株券	94	取得	消費貸借
平成 17 年 12 月 7 日	株券	94	処分	246,053 円
平成 17 年 12 月 9 日	株券	72	取得	消費貸借
平成 17 年 12 月 9 日	株券	72	処分	246,264 円
平成 17 年 12 月 12 日	株券	13	取得	消費貸借
平成 17 年 12 月 12 日	株券	13	処分	246,154 円
平成 17 年 12 月 13 日	株券	22	取得	消費貸借
平成 17 年 12 月 13 日	株券	22	処分	246,000 円
平成 17 年 12 月 14 日	株券	296	取得	消費貸借
平成 17 年 12 月 14 日	株券	796	処分	252,604.5 円
平成 17 年 12 月 15 日	株券	933	処分	257,221.84 円

平成17年12月15日	株券	500	取得	256,000円
平成17年12月15日	株券	933	取得	消費貸借
平成17年12月16日	株券	1,676	取得	新株予約権の行使
平成17年12月16日	新株予約権付社債券	1,676	処分	新株予約権の行使
平成17年12月16日	株券	1,511	取得	消費貸借
平成17年12月16日	株券	1,511	処分	266,574.96円
平成17年12月16日	株券	1,268	処分	消費貸借
平成17年12月16日	新株予約権付社債券	483	取得	転換価格の変更
平成17年12月19日	株券	1,340	取得	新株予約権の行使
平成17年12月19日	株券	586	処分	281,776.5円
平成17年12月19日	株券	1,348	処分	消費貸借
平成17年12月19日	株券	586	取得	消費貸借
平成17年12月19日	新株予約権付社債券	1,340	処分	新株予約権の行使
平成17年12月20日	株券	335	取得	新株予約権の行使
平成17年12月20日	新株予約権付社債券	335	処分	新株予約権の行使
平成17年12月20日	株券	335	処分	消費貸借
平成17年12月20日	株券	922	処分	269,707.2円
平成17年12月20日	株券	922	取得	消費貸借
平成17年12月21日	株券	670	取得	新株予約権の行使
平成17年12月21日	新株予約権付社債券	670	処分	新株予約権の行使
平成17年12月21日	株券	168	処分	消費貸借
平成17年12月21日	株券	502	処分	265,174.8円
平成17年12月22日	株券	500	処分	消費貸借
平成17年12月22日	株券	335	取得	消費貸借
平成17年12月22日	株券	335	処分	252,737.31円
平成17年12月26日	株券	297	取得	消費貸借
平成17年12月26日	株券	297	処分	255,252.53円
平成17年12月27日	株券	183	取得	消費貸借
平成17年12月27日	株券	183	処分	259,426.23円
平成17年12月28日	株券	286	取得	消費貸借
平成17年12月28日	株券	286	処分	264,772.73円
平成17年12月29日	株券	474	取得	消費貸借
平成17年12月29日	株券	474	処分	270,445.15円
平成17年12月30日	株券	171	取得	消費貸借
平成17年12月30日	株券	171	処分	268,052.63円
平成18年1月4日	株券	3,016	取得	新株予約権の行使
平成18年1月4日	新株予約権付社債券	3,016	処分	新株予約権の行使
平成18年1月4日	新株予約権付社債券	47	処分	96.25円
平成18年1月4日	株券	265	取得	消費貸借
平成18年1月4日	株券	265	処分	267,898.11円
平成18年1月5日	株券	3,016	処分	消費貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	1,756,250
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	1,756,250

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル (Credit Suisse First Boston International)
住所又は本店所在地	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年5月9日
代表者氏名	ポール・チェルソム
代表者役職	ディレクター
事業内容	デリバティブ商品取引業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	0		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D	0	J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	780	N
		0	0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	0	
保有株券等の数(総数) (M+N+0-P)	Q	780	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	780	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月30日現在)	S	57,977
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		1.33%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		1.33%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 17 年 11 月 29 日	新株予約権付社債券	780	取得	94.37 円
平成 17 年 11 月 29 日	新株予約権付社債券	780	処分	94.37 円
平成 17 年 11 月 29 日	対象有価証券カバー ドワラント	780	取得	0 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) クレディ・スイス・ファースト・ボストン (ホンコン) リミテッド
 (2) クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	236		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証書(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D	1,560	J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	8,275	N 0 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	236	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	8,039	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	8,039	

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月30日現在)	S	57,977
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		12.18%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		16.80%

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited, a corporation organized and existing under the laws of Hong Kong Special Administrative Region, People's Republic of China with its principal office at 45th and 46th Floors, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse First Boston Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 16th day of November 2005.

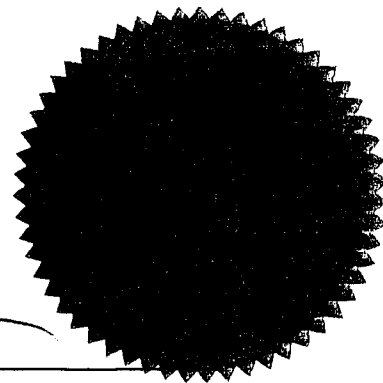
Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited

(signature)

Name: Sung June Hwang
Title: Director

(signature)

Name: Shen Yan
Title: Director



(訳文)

委任状

中華人民共和国香港特別行政区法に基づき設立され存続し、本店を香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、トゥー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階に有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン (ホンコン) リミテッド (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2005 年 11 月 16 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン (ホンコン) リミテッド

サン・ジュン・ウォン
取締役

シェン・ヤン
取締役

委任状

香港法に基づき設立され、本店を香港、セントラル、チェイター ロード 18 アレキザンドラ・ハウス 6 階に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類 A に記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2005 年 11 月 14 日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹



法人名	住所
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデプラッツ 8番地
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ヨーロッパ）リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコン）リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ウー・エクスチェンジ・スクウェア、45階および 46階
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
クレディ・スイス生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 23番 7号
クレディ・スイス・フィデス	スイス国 チューリッヒ 8027 プレチェイグ 33
クレディ・スイス（イタリア）エス・ピー・エー	イタリア ミラノ ヴィアメンゴニ 4
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ バーンホフストラッセ 78
スイス・アメリカン・セキュリティーズ・インク	米国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク市 東 49番通り 12
クラリデン・バンク	スイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラ ッセ 26
ウィンタートウル・スイス保険会社	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル ゲーセンストラッセ 40
ウィンタートウル・ライフ	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル ゲーセンストラッセ 40
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージェンシー（リヒテンシュタイン）	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
フライ・ルイス・キャピタル・マネジメント・イン ク	米国 イリノイ州 60606 シカゴ スイート 1000 ダブリュー・ワッカー・ドライバー 225
パール・インベストメント・マネジメント・リミテ ッド	バハマ連邦 ナッソー バハマ・ファイナンシャル センター
ジェイオー ハンブロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HB セント・ジェームズ スクエア 21
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・キャピ タル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
シーエスエイチ ジェスチョン プリベ	フランス パリ 75009 38 ルードウ プロバ ンス
シーエスピービー・ノントラディショナル・イン ベストメンツ・リミテッド	バハマ連邦 ナッソー シャーレイ・アンド・シ ャーロット・ストリート ザ・バハマファイナンシ ャルセンター 3階

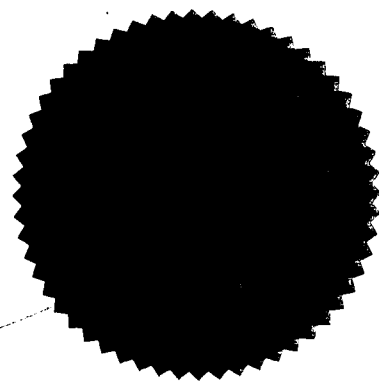
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse First Boston International, a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at One Cabot Square, London E14 4 QJ (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse First Boston Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 11th day of July, 2005.

The Common Seal of)
CREDIT SUISSE FIRST BOSTON)
INTERNATIONAL)
was hereunto affixed)
in the presence of:-)



Authorised Signatory
Paul Hare
Director

Authorised Signatory
Paul Cholsom
Director

(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され存続し、本店を英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェアに有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2005年7月11日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

下記署名人の面前にて、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナルの社印が捺印された。

ポール・ヘーア
ディレクター

ポール・チェルソム
ディレクター

委任状

香港法に基づき設立され、本店を香港、セントラル、チェイター ロード 18 アレキザンドラ・ハウス 6 階に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類 A に記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2005 年 12 月 2 日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹



添付書類 A

法人名	住所
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデブラッツ 8番地
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン（ヨーロッパ）リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン（ホンコン）リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ウー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
クレディ・スイス生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号
クレディ・スイス・フィデス	スイス国 チューリッヒ 8027 プレチュイッグ 33
クレディ・スイス（イタリア）エス・ピー・エー	イタリア ミラノ ヴィアメンゴニ 4
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ バーンホフストラッセ 78
スイス・アメリカン・セキュリティーズ・インク	米国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク市 東 49 番通り 12
クラリデン・バンク	スイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラ ッセ 26
ウインタートウル・スイス保険会社	スイス国 ウインタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
ウインタートウル・ライフ	スイス国 ウインタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージェンシー（リヒテンシュタイン）	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
フライ・ルイス・キャピタル・マネジメント・イン ク	米国 イリノイ州 60606 シカゴ スイート 1000 ダブリュー・ワッカー・ドライバー 225
パール・インベストメント・マネジメント・リミテ ッド	バハマ連邦 ナッソー バハマ・ファイナンシャ ル・センター
ジェイオー ハンブロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HB セント・ジェームズ スクエア 21
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・キャピ タル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
シーエスエイチ ジェスチョン プリベ	フランス パリ 75009 38 ルードウ プロバ ンス
シーエスピービー・ノトラディショナル・インベ ストメンツ・リミテッド	バハマ連邦 ナッソー シャーレイ・アンド・シ ャーロット・ストリート ザ・バハマフィナンシ ヤルセンター 3 階